

# 北海道霧多布高等学校いじめ防止基本方針

令和7年(2025年)4月1日

この基本方針は、いじめ防止対策推進法、北海道いじめの防止等に関する条例及び北海道いじめ防止基本方針を踏まえ、本校におけるいじめの問題への基本的な方針について定めたものです。

## 1 基本理念

霧多布高校は小規模校でありながら、一人一人の生徒が自身の成長を追い求め、学習、部活動及び学校行事等に積極的に取り組んでいる活気ある学校です。この学習環境が卑劣な行為である「いじめ」によって壊されることがないように、次の3つを基本理念として、いじめ根絶に向け生徒・教職員・保護者等を始めとする地域の方みんなで取り組みます。

- 1 本校生徒は、いかなる理由があっても、いじめをしない。
- 2 本校職員は、いじめの未然防止、早期発見及び解消に向け真摯に取り組む。
- 3 本校は、保護者等・地域と連携し、いじめのない環境作りを推進する。

## 2 いじめの定義

本方針におけるいじめについて、いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ、次のとおり定義します。

**「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。**

(1) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの要因を考えるにあたり、次の点に留意します。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る

舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から様々な場面で起こり得る。

- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、HR や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、
  - (ア) 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）
  - (イ) 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
  - (ウ) ねたみや嫉妬感情
  - (エ) 遊び感覚やふざけ意識
  - (オ) 金銭などを得たいという意識
  - (カ) 被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。

そのため、生徒の発達段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

### (3) いじめの解消

いじめを、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

#### (ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定する。また、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### (イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめ

の行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。このことは、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通しその安全・安心を確保に向けて取り組み、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し実行する。

「北海道いじめ防止基本方針」を基に作成

### 3 本校教職員の責務と主な取組

#### (1) 教職員の責務

- 生徒理解を深め、信頼関係を築き、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることのないよう努める。
- いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応に繋げる。
- 「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害生徒を徹底して守り通す。
- 生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。
- 生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付ける。

#### (2) 本校の主な取組

| 未然防止に向けた取組             | 早期発見に向けた取組           |
|------------------------|----------------------|
| ア 一人一人を大切にした授業の実践      | ア 定期的なネットパトロール       |
| イ 日常生活に目を向けた生徒会活動の推進   | イ いじめアンケートの実施（年2回）   |
| ウ いじめ対策委員会の定期開催（月1回）   | ウ 授業前後での生徒状況の情報共有    |
| エ ストレスを軽減する教育相談の実施     | エ 保健室利用状況の分析         |
| オ 情報モラル教育の具体による指導      | オ 放課後の教室等の巡回         |
| カ 自己肯定感を育む個別面談の充実      | カ 悩みを話せる個別面談での雰囲気づくり |
| キ QUによる生徒・学級の状況把握（年2回） | キ 一人で抱え込まない職員室づくり    |
| ク 生徒指導だよりの発行           | ク 生徒会目安箱の積極的な活用      |
| ケ 標語コンクール等への参加         |                      |
| コ 学校評価に基づく取組の改善        |                      |

## 4 いじめ防止のための組織

### (1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

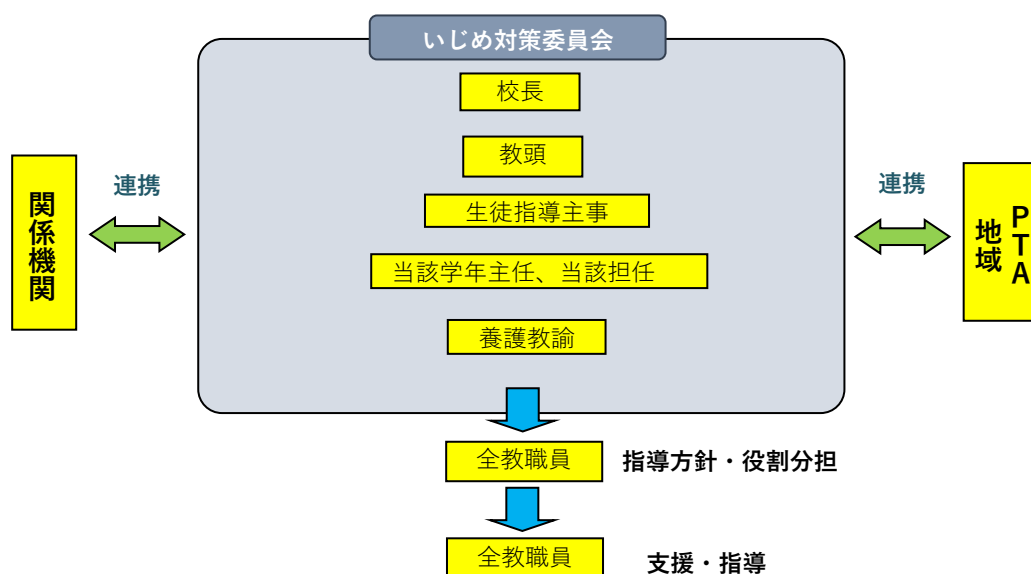
### (2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、当該学年主任、当該担任、養護教諭

### (3) 役割

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめに係る緊急会議の開催や情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査や聴き取り調査、事実関係の把握といじめであるかの判断
- いじめが解消に至るまで被害生徒の支援の継続、支援内容・情報の共有
- 教職員の役割分担を含む対処プランの策定と実行
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携の組織的な実施
- 本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- 年間計画に基づいた、いじめの防止等に係る校内研修の企画や実施
- 本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかの点検や見直し
- 本方針の内容が、生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組の実施
- 被害生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「いじめ対策委員会」の役割が、生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組の実施

### (4) いじめ防止のための学校体制



## 5 年間計画

| 月   | 会議・打合せ等                            | 防止対策等                                                   |
|-----|------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 4月  | いじめ防止対策委員会・教育相談委員会<br>引継資料の共有      | 中学校訪問、入学式後の保護者面談<br>仲間づくりトレーニング（宿泊研修）<br>クラス開き HR、SC活用① |
| 5月  | いじめ防止対策委員会・教育相談委員会<br>学校評議員会①      | 三者面談（3学年）<br>QUによる生徒・学級の状況把握①<br>SC活用②                  |
| 6月  | いじめ防止対策委員会・教育相談委員会<br>いじめアンケート後打合せ | いじめアンケートの実施・分析・共有<br>学年面談<br>SC活用③                      |
| 7月  | いじめ防止対策委員会・教育相談委員会                 | SC活用④                                                   |
| 8月  | いじめ防止対策委員会・教育相談委員会                 | 携帯電話安全教室<br>SC活用⑤                                       |
| 9月  | いじめ防止対策委員会・教育相談委員会                 | SC活用⑥                                                   |
| 10月 | いじめ防止対策委員会・教育相談委員会<br>いじめアンケート後打合せ | いじめアンケートの実施・分析・共有<br>学年面談<br>SC活用⑦                      |
| 11月 | いじめ防止対策委員会・教育相談委員会<br>学校評議員会②      | QUによる生徒・学級の状況把握②<br>SOS の出し方に関する教室<br>SC活用⑧             |
| 12月 | いじめ防止対策委員会・教育相談委員会                 | SC活用⑨                                                   |
| 1月  | いじめ防止対策委員会・教育相談委員会                 | SC活用⑩                                                   |
| 2月  | いじめ防止対策委員会・教育相談委員会<br>学校評議員会③      | SC活用⑪                                                   |
| 3月  | いじめ防止対策委員会・教育相談委員会                 | SC活用⑫                                                   |
| 通年  | 校内研修、個人研修の情報共有                     | 教職員による玄関指導<br>身だしなみ点検・健康調査等<br>ボランティア等への積極的参加           |

### （2）取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、上記のように定期的な会議を開催し、取組が計画通りに進んでいるか、いじめの問題への取組の検証を行い、必要に応じて基本方針や計画の見直しを行う。

## 6 いじめを認知したときの対応

### (1) いじめ対策委員会の開催

(ア)事実確認体制及び今後の対応検討、指示

(イ)それぞれの生徒への対応検討、指示

### (2) 各生徒への支援・対応

(ア)いじめを受けた生徒への対応

○速やかに安全を確保するとともに、自尊感情を高める対応を行う。

○生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

○いじめが解消してからも、折りに触れ必要な支援を行う。

(イ)いじめを行った生徒への対応

○行為の悪質性を自覚させる。教育上必要がある場合には、懲戒を含む特別指導を行う。

○生徒が抱えるストレス等の問題を把握し、他の生徒との関係の修復を行う。

○保護者等の理解と納得を得、連携した指導を計画的に行う。

(ウ)傍観していた生徒への対応

○自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせる行動をとるよう指導する。

○自他の生命を尊重し、正義に基づく学校環境作りについて指導する。

### (3) 保護者等への取組

(ア)いじめを受けた生徒の保護者等への対応

迅速に事実を伝え、本人の心情に配慮しながら学校の指導方針、対応について説明し、理解や納得を得た上で、連携して解消に取り組む。

(イ)いじめを行った生徒の保護者等への対応

迅速に事実を伝え、いじめが重大な問題であることを共有し、生徒への効果的な指導を行えるよう助言・支援を行い、連携して望ましい人間関係を構築できるよう取り組む。

### (4) 関係機関との連携

(ア) 浜中町教育委員会に報告するとともに、いじめ解消に向けた助言・支援を求める。

(イ) 必要に応じて、警察、医療機関等と連携し、いじめの解消を図る。

## 7 重大事態への対応

次の重大事態（いじめ防止対策推進法第28条に規定される事態）が発生した場合は、浜中町教育委員会に報告し、必要な調査及び報告を行います。

**(1) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合**

**(2) 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合**